

国官参航安第603号
防防基第22485号
令和7年 9月30日

国土交通省航空局安全部長 石井 靖男
(公 印 省 略)

防衛省大臣官房審議官 伊藤 哲也
(公 印 省 略)

空港における航行不能航空機の撤去に関する
自衛隊の航空機の取扱い等の申し合わせ

両省は、航空法第47条第1項及び同法施行規則第92条第17号に定める空港等の機能の確保に関する基準に基づき、各空港管理者（空港運営権者を含む。以下同じ。）が空港を利用する運航者等に対して運航者撤去作業計画や同意書（以下「計画等」という。）の提出を求める措置に関し、自衛隊の使用する航空機（自衛隊から新造機製造又は自衛隊が所有する航空機の整備作業等を受託し、それらの航空機を運航する場合の運航者が使用する場合を含む。以下同じ。）の取扱いについて、以下のとおり確認する。

- 1 国土交通省は、自衛隊の使用する航空機の撤去に必要となる航空機の仕様に秘密情報が含まれること、また、当該航空機に係る事故調査を防衛省が実施することから、当該航空機の運航に際して、計画等を求めないこととする。
2. 防衛省は、自衛隊の使用する航空機が、空港及びその周辺において航行不能となった場合の撤去等について、次のとおり対応する。
 - イ) 自衛隊の使用する航空機が航行不能となった場合は、当該航空機の撤去は防衛省の責任において実施する。
 - ロ) 自衛隊の使用する航空機が航行不能となった場合は、発生原因等の説明責任は、防衛省が有する。
 - ハ) 自衛隊の使用する航空機が空港を使用する場合は、原則として運航を行う前に、航行不能となった場合の調整先に関する情報（撤去責任者の所属組織名称及び連絡先）を同航空機が運航する空港の空港管理者へ提供する。
 - ニ) 自衛隊の使用する航空機が航行不能となった場合は、当該航空機の撤去見込

み等の情報を適時に空港管理者へ提供する。

ホ) 自衛隊の使用する航空機が航行不能となった場合は、当該航空機の撤去後の同空港の空港機能の回復について空港管理者と調整する。

3. 防衛省は、自衛隊の使用する航空機以外の航空機が空港及びその周辺において航行不能となったときに、空港管理者から航行不能航空機の撤去に関する調整を受けた場合には、空港に所在又は近接する自衛隊の部隊から航行不能航空機の撤去作業に必要となる資機材や要員を提供することについて、可能な限り協力する。

以上